

令和元年(ワ)第33338号

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書(追加分)

2020(令和2)年3月23日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

本年2月27日付で、被告JR九州が、本件訴訟との関連性が認められる報道発表資料を公開しました。

よって当該報道発表資料と、関連する調査データとを、本件訴訟の書証として追加提出すると共に、この証拠説明書を追加提出します。

よろしく願いいたします。

甲30号証

標目 : 駅の全面禁煙実施について(写し)

作成日 : 2020(令和2)年2月27日

作成者 : 九州旅客鉄道株式会社(JR九州)

立証趣旨 : 被告JR九州が同社のホームページで公開した報道発表資料です。

http://www.jrkyushu.co.jp/news/_icsFiles/afieldfile/2020/02/27/200227_2.pdf

この文書では、全面禁煙実施の目的を「受動喫煙防止の徹底を図るため」としています。ところがよく読むと、新幹線では一部の駅の喫煙ルームは今後も存置する旨が記されています。また、なぜ新幹線の駅構内では喫煙ルームを存置しても「受動喫煙防止の徹底を」図っていることになるのか(在来線=新幹線以外の線区とはどこがどう違うのか)についての説明は、どこにも何も書かれていません。

受動喫煙の防止に必要な対策のレベルは、駅施設であれ車両であれ、新幹線と在来線とで変わる点は何も無いはずです。

本件訴訟で被告JR九州が、更には被告JR西日本と被告JR東海も、原告の請求をすべて棄却するよう求めて争う姿勢を示しているのは、被告らが、

「新幹線では喫煙ルームを存置し続けていても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止は十分にできる」

旨の主張をしているのと同じです。

しかし、この主張では新幹線と在来線との違いに係る科学的な根拠の説明が伴っていない、すなわち被告らの主張が科学的・合理的な根拠・理由の無い不当なものであることを示すための証拠として、追加提出します。

甲31号証

標目 : 新幹線禁煙化率 (= 受動喫煙のない車両 / 全車両) (原本)

作成日 : 2011(平成23)年3月

作成者 : 大和浩、半澤一宣

立証趣旨 : 原告が上記・大和氏 (産業医科大学教授) からの依頼を受け、2008(平成20)年から作成・更新を続けてきたデータのうち、2010(平成22)年度分のもので

す。
この表は、大和氏の研究報告書『わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究』(厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業、平成22(2010)年度 総括・分担研究報告書 (3年計画の3年目)、平成23(2011)年3月)の27ページに掲載されたものです。

この調査を行った時点ではまだ三次喫煙に係る健康被害の詳細が解明されていなかったため、喫煙ルームを設置した車両でのみ受動喫煙が発生する (他の車両では受動喫煙は発生しない) という前提で集計していました。

それでも J R 東日本管内の東北・山形・秋田・上越・長野の各新幹線 (この時点では北陸新幹線の長野～金沢間は未開業) では2007(平成18)年から喫煙ルームさえ設けない完全禁煙を実施している一方で、

- ・東海道・山陽新幹線では N 7 0 0 系車両に喫煙ルームを設置している影響で改善が遅々として進まないこと
- ・九州新幹線では2011(平成23)年から同様に喫煙ルームを設置した N 7 0 0 系車両の運行を始めた影響で状況が悪化したこと

の2つの事実があることを示す証拠として提出します。

甲32号証

標目 : 新幹線の禁煙化率・路線別比較表 (原本)

作成日 : 2011(平成23)年2月

作成者 : 大和浩、本多融、安藤肇、半澤一宣

立証趣旨 : 甲31号証のグラフを作成するための基礎データで、甲31号証と同様に、原告が上記・大和氏からの依頼を受け、2008(平成20)年から作成・更新を続けてきたデータのうちの2010(平成22)年度分のもので

す。
この表も、甲31号証と同じ研究報告書『わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究』の28ページに掲載されています。

平日の定期列車 (毎日運転する列車) の運行本数・それぞれの編成・および受動喫煙が発生している車両数を集計し、1日に運行される全車両数に対する、受動喫煙が発生しない清浄な空気の車両数の割合 (この表では「禁煙化率」と表現) を算出したものです。

甲31号証を補完するための証拠として提出します。

甲33号証

標目 : J R 旅客 6 社在来線特急禁煙化率 (原本)

作成日 : 2011(平成23)年2月

作成者 : 大和浩、本多融、安藤肇、半澤一宣

立証趣旨 : 在来線 (新幹線以外の線区) で運行する特急列車について、甲31号証と同じ趣旨のデータを、会社ごとに集計・作成したグラフです。

この表も、甲31号証と同じ研究報告書『わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究』の29ページに掲載されています。新幹線と異なり在来線では、2011(平成23)年3月12日のダイヤ改正までに、被告3社を含む全国の6社すべてで夜行の寝台列車を除く全列車の完全禁煙化を実施している事実があること、ひいてはなぜ被告3社が運営する新幹線でだけ喫煙ルームを存置させるべき必然性があるのかについて疑義が生じていることを示す証拠として提出します。

甲34号証

標目 : J R 6 社・第三セクター特急の編成表(原本)

作成日 : 2010(平成22)年2月

作成者 : 大和浩、本多融、安藤肇、半沢一宣

立証趣旨 : 甲33号証のグラフを作成するための基礎データで、甲31～33号証と同様に、原告が上記・大和氏からの依頼を受け、2008(平成20)年から作成・更新を続けてきたデータのうち、2009(平成21)年度分のものです。

この表の出典も甲31～33号証と同じ研究報告書『わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究』ですが、この甲34号証だけは2010(平成22)年度分ではなく、2009(平成21)年度分(3年計画の2年目、平成23(2011)年3月)の30～36ページからの引用です。J R 四国以外の5社は2009(平成21)年度分までで夜行の寝台列車を除く全列車で完全禁煙を達成した関係で、2010(平成22)年度分の報告書ではJ R 四国以外の5社分の表は掲載しなかったためです。

甲31号証に対する甲32号証と同様、甲33号証を補完するための証拠として、提出します。

以上